

ILO 道路運送部門の安全衛生三者構成部門別会議

2015 年 10 月 12～16 日（ジュネーブ）

道路運送の安全性を確保するための最善慣行
に関する決議

2015 年 10 月 12～16 日にジュネーブで開催された ILO 道路運送部門の安全衛生三者構成部門別会議は、

グローバル経済や世界各国の社会・経済の発展に関して、道路運送産業とその労働者が果たしている重要な役割を認識し、

公正かつ安全性が確保される報酬制度の必要性を認識し、

道路貨物・旅客運送は、都市間輸送と都市内輸送の両方において、労働者の死傷率が最も高いことに注目し、

道路運送産業は、その特徴でもある幾重ものサプライチェーンや契約のチェーンの影響を受けるがために、それが利益確保への圧力となり、労働者が労働における基本的原則及び権利を行使できなくなっていることを強調し、

道路の安全および交通運輸労働者の安全衛生に関する最善慣行、特に、「セーフ・レート（安全報酬）」モデルに留意し、

人権保護の国家の義務および人権尊重の企業の責任を謳う「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を想起し、

道路運送産業において、労働者の搾取や危険な慣行、死亡事故を回避し、道路運送労働者のためにディーセントワークを促進するモデルを開発・履行する必要性を認識し、国際労働事務局に以下を要請するよう、ILO 理事会に求める。

- a. 道路運送産業の政労使の各専門家と協議しながら、最善慣行（「セーフ・レート」モデルに関するものを含む）に関する調査をさらに実施すること。
- b. この調査を活用し、最善慣行に関するハンドブックを作成、普及すること。
- c. コミュニティと道路運送労働者をあらゆる安全衛生阻害要因から守り、事故を防止し、公正で安全を確保する報酬制度を促進するという目的の下に、道路運送産業の最善慣行に関する行動規範あるいはガイドラインを開発・採択するための三者構成専門家会議を必要に応じて召集すること。
- d. 上記の行動規範あるいはガイドラインの開発に関して、有識者や専門家から助言を求めること。